



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

\*1 職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則 ..... 1

○ 告示

59 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 15

60 紀の川土地改良区連合の役員 の 退任 (農業農村整備課)..... 15

61 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 15

62 // ( // )..... 15

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第1号

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則を次のように定める。

平成24年1月24日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則 (趣旨)

第1条 職員の退職手当に関する条例 (昭和37年和歌山県条例第57号。以下「退職手当条例」という。) 第21条第2項の規定による口頭で意見を述べる機会 (以下「意見陳述の機会」という。) の付与に関する手続に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認等)

第2条 人事委員会は、退職手当条例第17条第2項、第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者 (以下「当事者」という。) に対し、退職手当条例第21条第2項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、人事委員会は、当事者に対して、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物 (以下「証拠書類等」という。) を提出することができることを教示しなければならない。

(意見陳述の機会の通知の方式)

第3条 人事委員会は、前条第1項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨の申立てがあった場合は、意見陳述の機会の期日の1週間前までに、当事者に対し、意見陳述通知書 (別記第1号様式) により通知するものとする。

2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、意見陳述通知書 (別記第2号様式) を人事委員会事務局の所在地の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日等の変更)

第4条 当事者は、やむを得ない理由がある場合においては、意見陳述の期日・場所変更申出書 (別記第3号様式) により、前条第1項の規定により通知された意見陳述の機会の期日又は場所の変更を人事委員

会に申し出ることができる。

2 人事委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、意見陳述の期日・場所変更通知書（別記第4号様式）により、当事者、第6条第4項に規定する当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者（その時まで同条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けた者に限る。）及び第7条に規定する参考人に通知しなければならない。

（代理人）

第5条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（別記第5号様式）を人事委員会に提出しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（別記第6号様式）により人事委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第6条 第8条の規定により意見陳述の機会を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて処分の根拠となる退職手当条例に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）に対し、当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを求め、又は当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 関係人は、前項の許可を受けようとするときは、意見陳述の機会の期日の4日前までに、参加許可申請書（別記第7号様式）を主宰者に提出するものとする。

3 主宰者は、第1項の許可又は当該許可を拒否する処分をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

4 第1項の規定により当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

5 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

（参考人）

第7条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下単に「参考人」という。）に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

（意見陳述の機会の主宰等）

第8条 意見陳述の機会は、人事委員会が指名する委員が主宰する。

2 前項の指名は、第3条第1項の通知の時までに行うものとする。

3 主宰者に事故があるとき又は主宰者が欠けたときは、人事委員会は、速やかに、他の委員の中から新たに主宰者を指名しなければならない。

（意見陳述の機会の期日における審理の方式）

第9条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、退職手当管理機関（退職手当条例第14条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下この条において同じ。）の職員に、予定される処分の内容及び根拠となる退職手当条例の条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 4 当事者又は参加人は、前項の許可を受けようとするときは、意見陳述の機会の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記第8号様式）を主宰者に提出するものとする。ただし、第14条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。
- 5 主宰者は、第3項の許可又は当該許可を拒否する処分をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 6 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。
- 7 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関の職員に対し説明を求めることができる。
- 8 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。
- 9 意見陳述の機会の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第10条 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該意見陳述の機会に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の期日における審理の秩序を維持するため、当該審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第11条 人事委員会は、第9条第9項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見陳述の機会の期日及び場所を人事委員会事務局の所在地の掲示場に掲示し、併せて当事者及び参加人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書等の提出）

第12条 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（陳述書の記載事項）

第13条 陳述書には、提出する者の氏名、住所、意見陳述の機会の件名及び当該意見陳述の機会に係る処分の原因となる事実その他当該事案に対する意見を記載するものとする。

（続行期日の指定）

第14条 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、意見陳述続行通知書（別記第9号様式）により通知しなければならない。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第3条第2項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

- 4 第4条第1項から第3項までの規定は、第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日又は場所の

変更について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「第14条第2項」と、第4条第1項から第3項までの規定中「人事委員会」とあるのは「主宰者」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第15条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第12条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の機会の期日に出頭しない場合は、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第12条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与に関する手続その他必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表)

意見陳述通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県人事委員会委員長 印

あなたに対する処分について、職員の退職手当に関する条例第21条第2項に基づく意見陳述の機会を下記のとおり行いますので通知します。

記

意見陳述の機会の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる条例の条項	
処分の原因となる事実	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	
意見陳述の機会に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

備考

- 1 あなたは、意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 その他意見陳述の機会に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(裏)

## 意見陳述の機会に際しての留意事項

- 1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって意見陳述の機会に関する一切の行為を行うことを委任することができます。代理人を選任したときは、職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（以下「規則」という。）別記第5号様式の代理人資格証明書を和歌山県人事委員会に提出してください。
- 2 あなたは、意見陳述の機会の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合には、規則別記第8号様式の補佐人出頭許可申請書を意見陳述の機会の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたは、やむを得ない理由があるときは、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができます。この場合には、規則別記第3号様式の意見陳述の期日・場所変更申出書を和歌山県人事委員会に提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の期日に出頭する場合は、この通知書を持参してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合は、意見陳述の機会を終結することがあります。

意見陳述の機会の主宰者	職名
	氏名
	連絡先
意見陳述の機会の公開の有無	

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

意見陳述通知書

年 月 日

様

和歌山県人事委員会委員長

印

下記のとおり意見陳述の機会を行いますので、通知します。

記

- 1 意見陳述の機会の期日及び場所
- 2 意見陳述の機会に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

意見陳述の機会の期日及び場所、意見陳述の機会に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、予定される処分内容及び根拠となる条例の条項並びに処分の原因となる事実について記載した書面を交付しますので、本人であることを証するものを意見陳述の機会に関する事務を所掌する組織の事務所まで持参してください。

この掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、意見陳述通知書の到達があったものとみなされます。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

意見陳述の期日・場所変更申出書

年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

住 所 (〒 — )

氏 名 印  
(電話 ( ) — )

意見陳述通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見陳述の機会の ( 期日 ・ 場所 ) については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見陳述の 機会の件名	
理 由	

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字には、横線を引くこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

意見陳述の期日・場所変更通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県人事委員会委員長 印

意見陳述通知書 ( 年 月 日付け 第 号) で通知した意見陳述の機会の ( 期日 ・ 場所 ) については、下記のとおり変更したので通知します。

記

意見陳述の機会の件名			
意見陳述の機会の (期日・場所)		変更前	変更後
	期日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
	場所		

(注)

- 1 不要の文字には、横線を引くこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

住 所 (〒 — )

氏 名 印  
(電話 ( ) — )

意見陳述通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見陳述の機会については、下記の者を代理人として選任し、私の意見陳述の機会に関する一切の行為を行うことを委任します。

記

意見陳述の 機会の件名	
住 所	〒 —  電話 ( ) —
氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

住 所 (〒 — )

氏 名 印  
(電話 ( ) — )

年 月 日に行われる意見陳述の機会については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見陳述の 機会の件名	
住 所	〒 —  電話 ( ) —
氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名 様

住 所 (〒 — )

氏 名 印  
(電話 ( ) — )

年 月 日に行われる下記の意見陳述の機会に関する手続に参加することを申請します。

記

意見陳述の 機会の件名	
意見陳述の機会に係 る処分につき利害関 係を有することの疎 明	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名 様

住 所 (〒 — )

氏 名 印  
(電話 ( ) — )

意見陳述通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見陳述の機会については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見陳述の 機会の件名	
住 所	〒 —  電話 ( ) —
氏 名	
当事者又は 参加人との 関 係	
補佐する 事 項	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第 9 号様式 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

様

主宰者の職名及び氏名 印

意見陳述続行通知書

年 月 日に行った意見陳述の機会を下記のとおり続行するので通知します。

記

意見陳述の機会の件名	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 告 示

## 和歌山県告示第59号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年3月12日まで縦覧に供する。

平成24年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年1月11日

## 2 名称

特定非営利活動法人孟子地区農地・水・環境保全活動の会

## 3 代表者の氏名

木原正晶

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市孟子554番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民のために農水路等の保全事業を行うことにより、農業基盤の維持に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成23年12月24日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 東勲 岩出市中迫545番地の2

## 和歌山県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市元町字瀬ノ谷897の1・908（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市新庄町字長井谷1057の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため